YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.３

ニュースの目次

１．侵害訴訟代理業務の登録付記完了

２．特許料金体系の改正について

弁理士　山内　康伸

>>

１．侵害訴訟代理業務の登録付記完了

>>

平成１４年改正弁理法で、弁理士が特許侵害訴訟等の代理権が与えられることになりました。それに基づき平成１５年春から夏にかけて能力担保研修が行われました。

弊所所長山内弁理士も、制度が始まったばかりの第１回目の研修、試験に挑戦。東京大阪の向こうを張って、地方では唯一作った、中国・四国クラスで、夏の暑い中、欠かさず研修に参加したことも、今では良い思いでとなりました。昨年１２月のクリスマスの日には合格発表を確認し、本年１月に登録付記を終えました。

従来より、特許は侵害訴訟に勝ててこそ価値があるとの自論を持ち、判例研究も行っておりましたが、今回の代理業務試験に合格したことは、これまでの研究成果を実践に移せるよいチャンスと考えております。

今後は、出願業務による特許の取得から侵害訴訟業務による特許の活用まで、一貫関与が可能となりましたのでこれまで以上に、貴社の特許活用に関与できると考えます。今後とも宜しくお願い致します。

山内特許事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町 1-1-8 日本生命高松駅前ﾋﾞﾙ３階
TEL ０８７－８２３－６８１２（代）FAX ０８７－８２３－６８１４
Nihon Seimei-Takamatsu-Ekimae Bldg.3F1-chome,Takamatsu-shi, Kagawa 760-0023 JAPAN
E-mail yama-pat@mail.netwave.or.jp URL http://www.netwave.or.jp/~yama-pat/

★このメール配信が必要ない方はその旨ご連絡下さい

>>>

２．特許料金体系の改正について

>>>

１．平成１５年の特許法改正により、出願料、審査請求料、特許料の料金が変更になり、出願料・特許料が値下げされるかわりに審査請求料が値上げされることになりました（変更料金は右表をご参考下さい）。
　今回は、安くする方法を検討しました。

	現　行		改定後	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願料	21,000	0	16,000	0
審査請求料	84,300	2,000	168,600	4,000
特許料 1~3 年（設定）	13,000	1,100	2,600	200
特許料 4~6 年（毎年）	20,300	1,600	8,100	600
特許料 7~9 年（毎年）	40,600	3,200	24,300	1,900
特許料 10～25 年（毎年）	81,200	6,400	81,200	6,400

（単位　円）

２．改正法の施行日は、平成１６年４月１日となっていますが、出願日及び審査請求日によって適用される料金が異なり、以下の３つのパターンに分類されます。

①出願日、審査請求日が施行日よりも前　→ 全て現行料金
②出願日が施行日前、審査請求日が施行日後 → 出願料・審査請求料は現行料金
特許料は新料金
③出願日、審査請求日が施行日よりも後　→ 全て新料金

３．したがって、平成１６年３月３１日までに出願し、平成１６年４月１日以降に審査請求をすれば、審査請求料は現行料金、特許料は新料金が適用されますので、請求項が４個であれば、89,200円程度安くなります。
　なお、これは現在出願中の案件にも適用されますから、権利化を急ぐ必要があれば、来年４月まで審査請求を待ったほうが得だと考えます。